

九州電力株式会社玄海原子力発電所
溶接安全管理審査結果

令和2年1月
原子力規制委員会

1．審査を受けた組織

別添のとおり

2．審査の種類

1号組織耐圧時審査

3．審査年月日

文書審査年月日及び実施場所：令和元年10月1日

九州電力株式会社 玄海原子力発電所

実地審査年月日及び実施場所：令和元年10月1日、11月21日

九州電力株式会社 玄海原子力発電所

4．審査を行った者の氏名

職・氏名：原子力施設検査官 高須 洋司

原子力施設検査官 米林 賢二

原子力施設検査官 平川 圭司

5．溶接事業者検査の執行責任者氏名

職・氏名：所長 小西 政彦

6．溶接事業者検査の内容

別添のとおり

7．審査に適用した基準

溶接安全管理審査に関する運用要領（平成26年2月27日付け原管B発第1402271号）

添付資料1「溶接安全管理審査の審査基準」

2．溶接事業者検査の実施に係る体制について確認する事項

8. 審査の結果

審査項目	審査結果	
	継続的な 品質保証体制	溶接事業者 検査実施体制
溶接事業者検査の実施に係る組織	-	良
検査の方法	-	良
工程管理	-	良
検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	-	良
検査記録の管理に関する事項	-	良
検査に係る教育訓練に関する事項	-	良

審査結果欄にはそれぞれの審査項目に対する審査結果として「良」、「改善すべき事項あり」を記載し、所見で詳細を説明。該当しない欄には「-」を記載する。

9. 所見

9.1 総合所見

溶接安全管理審査に関する運用要領に基づき審査した結果、設置者の溶接事業者検査の実施体制は、審査基準に照らし適合であると判断する。

9.2 溶接事業者検査の実施に係る組織の適切性

所見及び関連文書

(所見)

溶接事業者検査の実施に係る組織に関する規程に従って溶接事業者検査の実施体制が適切に確立されていた。このことから、溶接事業者検査の実施に係る組織については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・ 玄海原子力発電所 溶接事業者検査実施基準
- ・ 玄海原子力発電所 溶接事業者検査実施要領

9.3 検査の方法の適切性

所見及び関連文書

(所見)

検査の方法に関する規程に従って溶接事業者検査が適切に実施されていた。設置者は溶接事業者検査記録により、自ら技術基準適合性確認を実施した上で終了表示を行っ

ていることを確認した。

以上のことから、溶接事業者検査に係る検査の方法については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・ 玄海原子力発電所 溶接事業者検査実施基準
- ・ 玄海原子力発電所 溶接事業者検査実施要領
- ・ 玄海原子力発電所 試験・検査基準
- ・ 玄海原子力発電所 設計・調達管理基準
- ・ 玄海原子力発電所 調達管理要領
- ・ 玄海原子力発電所 保守工事計画及び予算運用管理要領(3, 4号)
- ・ 玄海原子力発電所 不適合管理基準
- ・ 玄海原子力発電所 監視機器、測定機器及び計測器管理要領(3, 4号)

9.4 工程管理の適切性

所見及び関連文書

(所見)

工程管理に関する規程に従って溶接事業者検査に係る工程管理が適切に実施されていた。このことから、溶接事業者検査に係る工程管理については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・ 玄海原子力発電所 溶接事業者検査実施基準
- ・ 玄海原子力発電所 溶接事業者検査実施要領
- ・ 玄海原子力発電所 試験・検査基準
- ・ 玄海原子力発電所 設計・調達管理基準
- ・ 玄海原子力発電所 調達管理要領

9.5 検査において協力した事業者がある場合には当該事業者の管理の適切性

所見及び関連文書

(所見)

協力事業者の管理に関する規程に従って溶接事業者検査に係る協力事業者の管理が適切に実施されていた。このことから、溶接事業者検査に係る協力事業者の管理については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・ 玄海原子力発電所 溶接事業者検査実施基準
- ・ 玄海原子力発電所 溶接事業者検査実施要領
- ・ 玄海原子力発電所 設計・調達管理基準
- ・ 玄海原子力発電所 調達管理要領

9.6 検査記録の管理の適切性

所見及び関連文書

(所見)

検査記録の管理に関する規程に従って溶接事業者検査に係る検査記録が適切に管理されていた。このことから、溶接事業者検査に係る検査記録の管理については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・ 玄海原子力発電所 溶接事業者検査実施基準
- ・ 玄海原子力発電所 溶接事業者検査実施要領
- ・ 玄海原子力発電所 保安活動に関する文書及び記録の管理基準
- ・ 玄海原子力発電所 保安活動に関する文書及び記録の管理要領(3, 4号)

9.7 検査に係る教育訓練の適切性

所見及び関連文書

(所見)

検査に係る教育訓練に関する規程に従って溶接事業者検査に係る教育訓練が適切に実施されていた。このことから、溶接事業者検査に係る教育訓練については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・ 玄海原子力発電所 溶接事業者検査実施基準
- ・ 玄海原子力発電所 溶接事業者検査実施要領
- ・ 玄海原子力発電所 試験・検査基準
- ・ 玄海原子力発電所 教育訓練基準
- ・ 玄海原子力発電所 保修第二課教育訓練要領

1. 審査を受けた組織及び6. 溶接事業者検査の内容

No.	1. 審査を受けた組織				6. 溶接事業者検査の内容	
	申請年月日及び 申請書番号	設置者名	協力事業者	溶接事業者検査実施場所	対象機器	溶接事業者検査項目
1	令和元年8月14日 玄海原19溶申4第2号	九州電力株式会社 玄海原子力発電所	一般財団法人 発電設備技術検査協会	九州電力株式会社 玄海原子力発電所 三菱日立パワーシステムズ株式会社 高砂工場	第4号機 低温再熱蒸気管 主復水管 脱気器水張管 湿分離器ドレン管	溶接作業中検査、 溶接後熱処理、 非破壊試験、 耐圧試験
	以下余白					